

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

原本史料

## 第十八師団戦史資料

昭和一三九・一九一ニ〇・ハ・五

南方軍復員本部復員課

防衛研修所戦史室



国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>